

手続名
限度額適用・標準負担額減額認定申請手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課（049-251-2711 内線313）

手続説明

・概要
限度額適用・標準負担額減額認定を申請し、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けることができます。また限度額適用・標準負担額減額認定証を破損、紛失した場合、再交付の申請をすることができます。

・要件
世帯主および世帯員全員が住民税非課税である方
納期到来分の国民健康保険税に未納のない方

必要書類

・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html

・国民健康保険被保険者証

★自己負担限度額の適用区分に関しては手続詳細URLをご参照ください。

手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shika ku_kyufu/2010-0826-1832-16.html

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	あり